

毎週月、水、金曜日発行

# 富 山 県 報

平成29年 3 月 24 日

金 曜 日

号 外(2)

## 目 次

### 教育委員会規則

- 富山県立近代美術館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則 1
- 富山県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則 2
- 富山県立近代美術館条例施行規則の一部を改正する規則 3

### 告 示

- 富山県立近代美術館の特別観覧料の額についての一部改正 5

### 教育委員会訓令

- 富山県教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令 6
- 富山県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令 7
- 富山県立近代美術館に勤務する職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

## 規 則

富山県立近代美術館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を次のように定め、公布する。

平成29年 3 月 24 日

富山県教育委員会

教育長 渋谷 克 人

### 富山県教育委員会規則第 1 号

富山県立近代美術館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

富山県立近代美術館条例の一部を改正する条例（平成28年富山県条例第39号）附則第 1 項第 3 号に掲げる規定の施行期日は平成29年 3 月 25 日とし、同項第 4 号に掲げる規定の施行期日は同年 4 月 29 日とし、同項第 5 号に掲げる規定の施行期日は同年 8 月 26 日とする。

（教・生涯学習・文化財室）

富山県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成29年 3 月24日

富山県教育委員会

教 育 長 洪 谷 克 人

## 富山県教育委員会規則第 2 号

富山県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

富山県教育委員会行政組織規則（平成11年富山県教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

目次及び第 7 条第29号中「近代美術館」を「富山県美術館」に改める。

第15条の表中

富山県立近代美術館運営委員会	博物館法（昭和26年法律第 285号）第20条第 1 項の規定に基づき、近代美術館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べることに関する事務	近 代 美 術 館
----------------	---	-----------

を

富山県美術館運営委員会	博物館法（昭和26年法律第 285号）第20条第 1 項の規定に基づき、富山県美術館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べることに関する事務	富 山 県 美 術 館
-------------	--	-------------

に改める。

第16条第 8 号中「近代美術館」を「富山県美術館」に改める。

第 4 章第 2 節第 9 款の款名を次のように改める。

### 第 9 款 富山県美術館

第44条各号列記以外の部分中「近代美術館」を「富山県美術館」に改める。

第45条各号列記以外の部分中「近代美術館」を「富山県美術館」に、同条の表中

「富山県立近代美術館」を「富山県美術館」に改める。

第46条中「近代美術館」を「富山県美術館」に改める。

第47条第4号中「近代美術館運営委員会」を「富山県美術館運営委員会」に改める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、富山県立近代美術館条例の一部を改正する条例（平成28年富山県条例第39号）附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において近代美術館の職員であった者は、別に辞令を発せられない限り、富山県美術館の職員となるものとする。

3 施行日の前日において近代美術館の主任の職にあった者は、別に辞令を発せられない限り、富山県美術館の主任の職を命ぜられたものとする。

4 施行日の前日において次の表の左欄に掲げる職にあった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる職を命ぜられたものとする。

この規則の施行前の職の名称	この規則の施行後の職の名称
近代美術館長	富山県美術館長
近代美術館副館長	富山県美術館副館長
近代美術館学芸課長	富山県美術館学芸課長
近代美術館学芸課係長	富山県美術館学芸課係長
近代美術館普及課長	富山県美術館普及課長
近代美術館普及課係長	富山県美術館普及課係長

(教・教育企画課)

富山県立近代美術館条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成29年 3月24日

富山県教育委員会

教 育 長 洪 谷 克 人

### 富山県教育委員会規則第 3 号

富山県立近代美術館条例施行規則の一部を改正する規則

富山県立近代美術館条例施行規則（昭和56年富山県教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

富山県美術館条例施行規則

第 1 条中「富山県立近代美術館条例」を「富山県美術館条例」に改める。

第 2 条中「富山県立近代美術館」を「富山県美術館」に、「常設展示室及び企画展示室」を「展示室」に改める。

第 4 条第 1 項第 1 号中「常設展示室」を「展示室」に改め、「企画展示室において」を削り、同項第 6 号中「常設展示室」を「展示室」に改め、同条第 2 項中「富山県立近代美術館観覧料免除申請書」を「富山県美術館観覧料免除申請書」に改める。

第 6 条を第 8 条とする。

第 5 条の見出し及び同条第 1 項中「富山県立近代美術館運営委員会」を「富山県美術館運営委員会」に改め、同条を第 7 条とする。

第 4 条の次に次の 2 条を加える。

（駐車場を使用できる自動車）

**第 5 条** 美術館の駐車場を使用することができる自動車は、道路交通法（昭和35年法律第 105号）第 3 条の普通自動車（積載物又は取付物を含めて、長さ 5メートル以下、幅 2.5メートル以下、高さ 2.3メートル以下のものに限る。）とする。

（施設等の汚損又は損傷の届出）

**第 6 条** 美術館に入館した者又は附帯施設を利用している者は、美術館及び附帯施設の施設及び設備、美術品又は美術資料を汚損し、又は損傷したときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出て、その指示に従うものとする。

様式第 3 号中「富山県立近代美術館観覧料免除申請書」を「富山県美術館観覧料

免除申請書」に、「富山県立近代美術館条例」を「富山県美術館条例」に改める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、富山県立近代美術館条例の一部を改正する条例（平成28年富山県条例第39号。以下この項において「一部改正条例」という。）附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第2条の改正規定（「常設展示室及び企画展示室」を「展示室」に改める部分に限る。）並びに第4条第1項第1号及び第6号の改正規定は、一部改正条例附則第1項第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の富山県立近代美術館条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(教・生涯学習・文化財室)

~~~~~  
**告 示**  
~~~~~

### 富山県告示第153号

富山県立近代美術館の特別観覧料の額についての一部改正について  
富山県立近代美術館の特別観覧料の額について（昭和56年富山県告示第 688号）  
の一部を次のように改正する。

平成29年 3 月 24 日

富山県知事 石 井 隆 一

題名を次のように改める。

富山県美術館の特別観覧料の額について  
本文中「富山県立近代美術館条例」を「富山県美術館条例」に、「第6条第3項」  
を「第10条第3項」に改める。

## 附 則

この告示は、富山県立近代美術館条例の一部を改正する条例（平成28年富山県条例第39号）附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(教・生涯学習・文化財室)

~~~~~  
**訓 令**  
 ~~~~~

富山県教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

平成29年 3 月 24 日

富山県教育委員会

教 育 長 洪 谷 克 人

**富山県教育委員会訓令第 1 号**

本 庁  
出先機関  
教育機関

富山県教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令

富山県教育委員会文書管理規程（昭和62年富山県教育委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第28条第 1 号中「委員長」を「教育長」に改める。

別表第 2 の出先機関又は教育機関の公文書の記号の表中

富 山 県 立 近 代 美 術 館	近 美
-------------------	-----

を

富 山 県 美 術 館	県 美
-------------	-----

に改める。

**附 則**

この訓令は、富山県立近代美術館条例の一部を改正する条例（平成28年富山県条例第39号）附則第 1 項第 3 号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第28条の改正規定は、公布の日から施行する。

(教・教育企画課)

富山県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

平成29年3月24日

富山県教育委員会

教育長 渋谷 克人

**富山県教育委員会訓令第2号**

本 庁  
出先機関  
教育機関

富山県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

富山県教育委員会事務決裁規程（昭和63年富山県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2の(2)出先機関及び教育機関（学校を除く。）の表中

近代美術館長	副館長	主務課長	
--------	-----	------	--

を

富山県美術館長	副館長	主務課長	
---------	-----	------	--

に改める。

**附 則**

この訓令は、富山県立近代美術館条例の一部を改正する条例（平成28年富山県条例第39号）附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（教・教育企画課）

富山県立近代美術館に勤務する職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

平成29年3月24日

富山県教育委員会

教育長 渋谷 克人

## 富山県立近代美術館

**富山県教育委員会訓令第 3 号**

富山県立近代美術館に勤務する職員の勤務時間に関する規程の一部を  
改正する訓令

富山県立近代美術館に勤務する職員の勤務時間に関する規程（昭和56年富山県教育委員会訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

訓令先を次のように改める。

富山県美術館

題名を次のように改める。

富山県美術館に勤務する職員の勤務時間に関する規程

第 1 条中「富山県立近代美術館」を「富山県美術館」に改める。

第 2 条中「富山県立近代美術館長」を「富山県美術館長」に改める。

**附 則**

この訓令は、富山県立近代美術館条例の一部を改正する条例（平成28年富山県条例第39号）附則第 1 項第 3 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（教・生涯学習・文化財室）